第二十四条　ダンピング防止のための調査

ダンピング防止協定第五条の規定に基づく調査を行う権限のある一方の締約国の当局は、他方の締約国からの産品に係る当該調査の開始を求める国内産業による又は国内産業のための書面による申請を受領した場合には、当該調査を開始する少なくとも十執務日前までに当該他方の締約国に対して当該申請を通知し、その全文を提供する。当該他方の締約国は、当該他方の締約国が知る輸出者、外国の生産者及び関係する貿易業者の団体に対し、そのような通知及び当該申請に含まれる情報について通知することができる。ダンピング防止協定第六条5に定める秘密の情報を保護する義務については、妥当な考慮を払うものとする。

第二十五条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第三章　原産地規則

第二十六条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(b)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の全ての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長及び上級乗組員の総数の五十パーセント以上が両締約国の国民であること。

(v)　乗組員の二十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(c)　「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(d)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi)　試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(h)　「材料」とは、物又は物質であって、産品の生産において消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。

(i)　「非原産材料」とは、この章の規定に基づき、原産国が両締約国以外の国とされる材料（非原産材料として輸入されるもの）及び原産地を決定することができない材料（原産地が決定されないもの）をいう。

(j)　「原産材料」とは、この章の規定に基づいて原産品とされる材料をいう。

(k)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十七条　原産品

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であって、第二十九条に定める要件を満たすもの

第二十八条　完全に得られ、又は生産される産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

注釈　この(d)の規定の適用上、「植物」とは、全ての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。

(e)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g)　両締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(h)　当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j)　当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品